平成２２年（フ）第８１号
三重県伊賀市三田1184番地の１
債務者　堀　　義人
１　決定年月日時　平成22年７月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第６０８号
兵庫県西宮市甲子園口３丁目３番３―401号
債務者　遠藤江一郎
１　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２２号
鳥取県米子市目久美町26番地16
債務者　池田　　博
１　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１２５号
鳥取県米子市皆生５丁目９番31号
債務者　山本　典子
１　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１００号
福岡県飯塚市口原756番地２
債務者　田中あけみ
１　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第３５９号
北九州市八幡西区熊西１丁目３番11―702号
債務者　宮原眞由美
１　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６４９号
北九州市小倉北区宇佐町１丁目３番46―513号
債務者　山下憲次郎
１　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７０１号
北九州市小倉北区泉台３丁目17番２号
債務者　早川　京子
１　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７１３号
北九州市門司区柳原町８番２―302号
債務者　松本　栄子
１　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９１号
福岡県田川市大字伊田4969番地
債務者　杉本　春義
１　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第９２号
福岡県田川市大字伊田4969番地
債務者　杉本　和代
１　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１００号
福岡県田川郡川崎町大字川崎400番地の２
債務者　谷口　徹也
１　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１０１号
福岡県田川市大字伊加利2011番地
債務者　大木　享介
１　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１０２号
福岡県田川市大字糒2182番地
債務者　出口　良一
１　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第３６７号
大分県別府市大字鶴見2600番地　市営鶴見住宅Ｈ―302
債務者　緒方　彰三
１　決定年月日時　平成22年７月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３７４号
大分市大字鶴崎2145番地の１　市営寺畑住宅１Ａ１―24
債務者　黒川タズ子
１　決定年月日時　平成22年７月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３９３号
大分市高城新町３番３号　第２板井アパート205
債務者　田中　明奈（旧姓山口）
１　決定年月日時　平成22年７月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３０９号
宮崎県児湯郡川南町大字川南4193番地10
債務者　是澤　博和
１　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
宮崎地方裁判所破産係